

農林業振興課からのお知らせ

6次産業化加工施設整備補助事業

農産物などを生産、加工、流通、販売を一体化として取り組む方を対象に施設整備費などの補助を行います。

対象者 市内の6次産業化を行う農家など

補助対象

- 生産物の加工に必要な加工機器などの整備費
- 加工品の販売施設整備、販路開拓に必要な経費など

補助額 補助対象に係る経費の1/2以内
(補助上限50万円)

募集期間 4月1日(水)から

詳しくは、市ホームページに掲載している募集要項をご覧ください。



市ホームページ
二次元コード

有害鳥獣侵入防止柵設置補助金

イノシシ、シカ、サルなどによる農作物被害を防止するために柵を設置する場合に、資材購入経費の1/2を補助します(最大5万円)。

毎年募集している「有害鳥獣侵入防止柵貸与事業」と違い、1戸からでも申し込み可能です。詳しくは、市ホームページ(「侵入防止柵」で検索)を確認するか、農林業振興課へ問い合わせください。

※申請前に柵を購入した場合は補助対象にはなりませんので注意してください。



市ホームページ
二次元コード

森林作業機械購入補助事業のお知らせ

森林整備および里山林の保全管理のため、森林環境譲与税を活用して、森林作業機械の購入を補助するための事業です。

補助対象者 本市に住所を有する個人または法人

- 森林法で定められた森林を市内に所有する者
- 森林法で定める市内に在する森林について、伐採の権原を有する森林管理を実施する団体

補助対象経費 森林の整備および里山林の保全管理に必要とされる機械の購入に必要な経費で、機械は新品の物で1台まで

※対象機械はチェーンソー、チップパーなどの森林作業機械

※補助金額は購入価格の1/2で、上限は25万円

申請に必要なもの

- 補助対象費用の見積書の写し
- 機械の仕様などが確認できる書類またはカタログの写し
- 所有している森林の位置図および森林を所有していることが確認できる書類

詳しくは、市ホームページを確認するか農林業振興課へ問い合わせください。



市ホームページ
二次元コード

問い合わせ

農林業振興課

☎ 22-2228 FAX 22-2237

環境企画課からのお知らせ

「レッツ・クリーン」環境美化の実施団体を募集

実施期間中に清掃活動にご協力いただける自治会、団体、事業所を募集します。

道路沿い、公園、河川敷などの「ポイ捨てごみ」をなくし、快適な生活環境を守るため、地域ぐるみで一斉に身の回りの環境美化を行いましょ。

実施期間 4月25日(土)～5月10日(日)

統一実施日 5月10日(日) 午前8時～10時

※小雨決行、荒天などで中止する場合は、広報車などでお知らせします。

申込期間 4月13日(月)～24日(金)

受付日時 開庁日 午前9時～午後5時
(土日祝日を除く)

申込方法 次の書類を環境企画課(本館2階)、各支所(川島・山川・美郷)にご提出ください。

- ①「レッツ・クリーン」環境美化実施計画書
 - ②清掃範囲と集めたごみを出す場所を記した地図
- (※)実施計画書は令和8年2月に各自治会長宛てに送付しています。また、市ホームページでもダウンロードできます。

実施方法 集めたごみは、申し込み時にお渡しするボランティアごみ袋に分別して入れてください。

(※)公共スペースの「ポイ捨てごみ」が対象です。家庭からのごみ、草、木、側溝や水路の土砂などは収集できません。

収集方法

- 「統一実施日」5月10日(日)
当日収集しますので、午前10時までに届け出場所に搬出してください。
- 「統一実施日」以外
平日開庁日の収集となります。届け出場所に搬出してください。

その他

- 処分場へのごみの持ち込みはできませんので注意してください。
- 体調が優れない方、発熱のある方は参加を控えてください。
- 実施計画書は1団体につき1枚の提出とします。

合併処理浄化槽を設置する皆さんへ!

本市では生活雑排水による環境汚染を防止するため、単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換される方に予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助金額

人槽	本体設置費	宅内配管工事費	合計
5人槽	332,000円	330,000円	662,000円
7人槽	414,000円		744,000円
10人槽	548,000円		878,000円

宅内配管工事とは

浄化槽への流入管(便所、台所、洗面所、風呂などからの排水を流入させる配管)、枡および浄化槽から側溝までの放流管の設置に係るものをいいます。

宅内配管工事補助の対象とならない場合

- 住宅の間取りを変えるような改築、リフォームに伴って行う配管工事
- 住宅の建て替えに伴って行う配管工事

申請要件

- 申請者が居住する専用住宅であること(店舗併用住宅は居住部の床面積が延床面積の1/2以上)
- 汚水処理未普及解消につながる転換であること
- 工事着工前であること
- 浄化槽の処理対象人員が10人以下および環境省が定める環境配慮型浄化槽であること

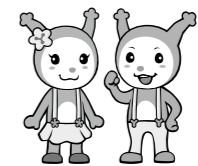
対象区域

- 以下の区域を除く吉野川市内
- 公共下水道事業の供用区域および事業計画区域
 - 農業集落排水事業の供用区域

申請期間

4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

※制度に関する詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
二次元コード

問い合わせ

環境企画課

☎ 22-2230 FAX 22-2247

国民健康保険「特定疾病療養受療証」における申請はお済みですか?

国民健康保険に加入しており下記の特定疾病に該当する方は、申請により「特定疾病療養受療証」の交付を受けることができます。

- ①人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全
- ②血友病
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含む厚生労働大臣の定めるものに係るものに限る)

医療機関などで「特定疾病療養受療証」を提示することで、窓口で支払う自己負担限度額が1カ月1万円(①の方で70歳未満の所得区分がアまたはイの場合は2万円)までとなります。

また、「特定疾病療養受療証」をお持ちの方で、特定疾病の治療を受けた医療機関と院外の調剤薬局の費用を合わせて自己負担限度額(月額上限1万円または2万円)を超えた場合は、高額療養費として支給されます。医療機関などの領収書を持参の上、申請してください。

申請先

国保年金課(本館1階)、各支所(川島・山川・美郷)

問い合わせ

国保年金課

☎ 22-2213 FAX 22-2243